

**＜三菱東京UFJ-VISA＞
会員規約等の記載内容変更にかかるお知らせ**

「三菱東京UFJ-VISA」の申込書・会員規約・保証委託依頼等の記載内容について、下記の通り変更がございますので、お知らせいたします。

1. 割賦販売法の改正により、関連する規約の内容を一部変更いたします。

【変更対象】

- ・三菱東京UFJ-VISA会員規約

【変更点】

- ・改正割賦販売法の施行に伴い、平成21年12月1日付で、関連する規約の内容を下表の通り変更します。

＜法改正の概要＞

- ①「割賦」の定義が見直され、「2回払い」「ボーナス一括払い」の場合も同法の適用の対象となります。
- ②「指定商品制指定役務制」が撤廃され、適用除外となる一部の商品・役務を除き、全ての商品・役務について同法の適用の対象となります。

変更前	変更後
<p>第6条(カードの利用可能枠)</p> <p>2. 当行は、「ショッピング利用可能枠」の範囲内でショッピングに関する分割払い(含むボーナス併用分割払い)による利用可能枠(以下「ショッピングの分割払い可能枠」といいます。) およびショッピングに関するリボルビング払いによる利用可能枠(以下「ショッピングのリボルビング可能枠」といいます。)を定めます。また当行は、「キャッシング利用可能枠」の範囲内でキャッシングに関するリボルビング払いによる利用可能枠(以下「キャッシングのリボルビング可能枠」といいます。)を定めます。</p>	<p>第6条(カードの利用可能枠)</p> <p>2. 当行は、「ショッピング利用可能枠」の範囲内でショッピングに関する2回払い、ボーナス一括払い、分割払い、ボーナス併用分割払いによる利用可能枠(以下「ショッピングの分割払い可能枠」といいます。) およびショッピングに関するリボルビング払いによる利用可能枠(以下「ショッピングのリボルビング可能枠」といいます。)を定めます。また当行は、「キャッシング利用可能枠」の範囲内でキャッシングに関するリボルビング払いによる利用可能枠(以下「キャッシングのリボルビング可能枠」といいます。)を定めます。</p>
<p>第9条(遅延損害金) (本文は不変)</p> <p>①27条に定める分割払い、ボーナス併用分割払いの場合は商事法定利率(年利6%) ②前号以外のショッピング払いおよびキャッシングサービスの場合は年利4.5%を上限とした、当行所定の利率。</p>	<p>第9条(遅延損害金) (本文は不変)</p> <p>①27条に定める2回払い、ボーナス一括払い、分割払い、ボーナス併用分割払いの場合は商事法定利率(年利6%) (ただし、平成21年11月30日以前の2回払い、ボーナス一括払い利用分は、年利4.5%を上限とした、当行所定の利率) ②前号以外のショッピング払いおよびキャッシングサービスの場合は年利4.5%を上限とした、当行所定の利率。</p>
<p>第13条(期限の利益喪失)</p> <p>1. (本文は不変)</p> <p>①支払期日に利用代金の支払いを1回でも遅延したとき。ただし、第27条に定める分割払い、ボーナス併用分割払いの分割支払金、またはリボルビング払いの弁済金については支払いを遅延し、当行から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき (②～⑧略)</p> <p>2. (本文は不変)</p> <p>①第27条に定める分割払い、ボーナス併用分割払い、またはリボルビング払いによる支払方法を利用した商品の購入(業務提供誘引販売個人契約を除く。)が会員にとって商行為となる場合で、会員が利用代金の支払いを1回でも遅延したとき (②～⑤略)</p>	<p>第13条(期限の利益喪失)</p> <p>1. (本文は不変)</p> <p>①支払期日に利用代金の支払いを1回でも遅延したとき。ただし、第27条に定める2回払い、ボーナス一括払い、分割払い、ボーナス併用分割払いの分割支払金、またはリボルビング払いの弁済金については支払いを遅延し、当行から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき (②～⑧略)</p> <p>2. (本文は不変)</p> <p>①第27条に定める2回払い、ボーナス一括払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、またはリボルビング払いによる支払方法を利用した商品の購入(業務提供誘引販売個人契約を除く。)が会員にとって営業のためにもしくは営業として行われた行為となる場合で、会員が利用代金の支払いを1回でも遅延したとき (②～⑤略) (下記⑥を追加) ⑥①のほか、割賦販売法第35条の3の60第1項各号に定める場合で、会員が利用代金の支払いを1回でも遅延したとき。</p>
<p>第30条(支払停止の抗弁)</p> <p>1. 略</p> <p>2. 第1項にかかわらず、会員は、分割払い、ボーナス併用分割払い、リボルビング払いにより購入もしくは提供を受けた商品、権利、役務について次の事由がある場合、その事由が解消されるまでの間、当行に対して当該事由に係わる商品、権利、役務について、支払いを停止することができるものとします。 (3～5. 略)</p> <p>6. ①商品(業務提供誘引販売個人契約に係わるものを除く。)、権利、役務の購入もしくは受領が会員にとって商行為となる場合 ②分割払い、ボーナス併用分割払いの場合は1回のカード利用に係わる支払総額が40,000円に満たないとき、リボルビング払いの場合は1回のカード利用に係わる支払総額が38,000円に満たないとき ③(略) ④割賦販売法に定める指定商品、指定役務、指定権利でないとき ⑤会員による支払いの停止が信義に反すると認められる場合 (7. 略)</p>	<p>第30条(支払停止の抗弁)</p> <p>1. 略</p> <p>2. 第1項にかかわらず、会員は、2回払い、ボーナス一括払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、リボルビング払いにより購入もしくは提供を受けた商品、権利、役務について次の事由がある場合、その事由が解消されるまでの間、当行に対して当該事由に係わる商品、権利、役務について、支払いを停止することができるものとします。 (3～5. 略)</p> <p>6. ①商品(業務提供誘引販売個人契約に係わるものを除く。)、権利、役務の購入もしくは受領が会員にとって営業のためにもしくは営業として行われた行為となる場合 ②2回払い、ボーナス一括払い、分割払い、ボーナス併用分割払いの場合は1回のカード利用に係わる支払総額が40,000円に満たないとき、リボルビング払いの場合は1回のカード利用に係わる支払総額が38,000円に満たないとき ③(略) ④会員による支払いの停止が信義に反すると認められる場合 (7. 略)</p>

2. 個人情報情報機関に関する規定を一部変更いたします。

【変更対象】

- ・当行の個人情報の取扱い、保証会社の個人情報の取扱い、三菱東京UFJ-VISA会員規約
- ・三菱東京UFJ-VISA保証委託依頼(三菱UFJニコス株式会社と連帯保証委託された場合)(株式会社DCキャッシュワんに連帯保証委託された場合)

【変更点】

- ・三菱UFJニコス株式会社の「全国信用情報センター(KSC)」退会(平成21年3月31日付)に伴い、該当部分を変更します。
- ・「株式会社テラネット」の「株式会社日本信用情報機構」への社名変更および「全国信用情報センター連合会加盟の個人情報情報機関」の「株式会社日本信用情報機構」への事業承継(平成21年4月1日付)に伴い、該当部分を変更します。
- ・「株式会社日本信用情報機構」による「株式会社シーシービー」の合併(平成21年8月1日付)に伴い、該当部分を変更します。

変更前

三菱東京UFJ-VISA会員規約
第19条の2(個人信用情報機関の利用等)
4.①は不変
②同機関と提携する個人信用情報機関
※(株)シー・アイ・シーは不変
全国信用情報センター連合会(全情連)加盟の個人信用情報機関
(<http://www.fcj.jp> TEL 0120-441-481(最寄りの全情連加盟個人信用情報機関につな
がります))

変更後

三菱東京UFJ-VISA会員規約
第19条の2(個人信用情報機関の利用等)
4. ①は不変
②同機関と提携する個人信用情報機関
※(株)シー・アイ・シーは不変
株日本信用情報機構
(<http://www.jicc.jp> TEL 0120-441-481)

三菱東京UFJ-VISA保証委託約款(三菱UFJニコス株式会社)
第14条(本約款の変更)
【三菱UFJニコスの加盟信用情報機関に登録される情報とその期間】

	登録情報	登録の期間		
		株式会社シー・アイ・シー(CIC)	全国銀行個人信用情報セン ター(KSC)	株式会社シーシーピー(CCB)
①	本約款に基づく契約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	当社が個人信用情報機関に照会した日から1年を超えない期間	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
②	本約款に基づく契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内	契約期間中および契約終了後5年を超えない期間	契約期間中および契約終了後5年間
③	本約款に基づく契約に係る債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中および契約終了日から5年間	契約期間中および契約終了日から5年を超えない期間	契約期間中および契約終了後5年間

三菱東京UFJ-VISA保証委託約款(三菱UFJニコス株式会社)
第14条(本約款の変更)
【三菱UFJニコスの加盟信用情報機関に登録される情報とその期間】

登録情報	登録の期間	
	株式会社シー・アイ・シー(CIC)	株式会社日本信用情報機構(JICC)
①本人を特定するための情報	登録情報②③④のいずれかが登録されている期間	
②本契約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	当該申込日から6ヶ月を超えない期間
③本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および取引終了日から5年以内	当該事実の発生日から5年を超えない期間(ただし、契約内容および返済状況に関する情報については契約継続中および債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から5年を超えない期間)
④本契約に係る債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中および取引終了日から5年間	当該事実の発生日から5年を超えない期間(ただし、延滞継続中、延滞解消および債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年を超えない期間)

【三菱UFJニコスの加盟信用情報機関の名称、お問い合わせ電話番号、住所、およびホームページアドレス、加盟企業の概要】

名称	所在地	電話番号	ホームページ(URL)
全国銀行個人信用情報センター(KSC)	〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1	03-3214-5020	http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html
主に金融機関とその関係会社を加盟会員とする個人信用情報機関です。			
株式会社シー・アイ・シー(CIC)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階	0120-810-414	http://www.cic.co.jp
主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を加盟会員とする個人信用情報機関です。			
株式会社シーシーピー(CCB)	〒162-8444 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ7F	0120-4400-29	http://www.ccbinc.co.jp

【三菱UFJニコスの加盟信用情報機関の名称、お問い合わせ電話番号、住所、およびホームページアドレス、加盟企業の概要】

名称	所在地	電話番号	ホームページ(URL)
株式会社シー・アイ・シー(CIC)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階	0120-810-414	http://www.cic.co.jp
主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を加盟会員とする個人信用情報機関です。			
株式会社日本信用情報機構	〒101-0046 東京都千代田区神田多町2-1 神田進興ビル	0120-441-481	http://www.jicc.co.jp
主に信販会社、メーカー系・流通系・銀行系カード会社、金融機関、消費者金融会社を加盟会員とする個人信用情報機関です。			

【三菱UFJニコスの加盟信用情報機関の提携信用情報機関の名称、お問い合わせ電話番号、住所、およびホームページアドレス、加盟企業の概要】

名称	所在地	電話番号	ホームページ(URL)
全国個人信用情報センター連合会	〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1(全国信用情報センター連合会事務局)	0120-441-481 (最寄りの全情連加盟個人信用情報機関につながります)	http://www.fcj.jp

【三菱UFJニコスの加盟信用情報機関の提携信用情報機関の名称、お問い合わせ電話番号、住所、およびホームページアドレス、加盟企業の概要】

名称	所在地	電話番号	ホームページ(URL)
全国銀行個人信用情報センター(KSC)	〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1	03-3214-5020	http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html

※加盟信用情報機関が全国銀行個人信用情報センターおよび株式会社シー・アイ・シーおよび株式会社シーシーピーの場合は「③本約款に基づく契約に係る債務の支払いを延滞等した事実」となります。

※三菱UFJニコスの加盟信用情報機関の提携信用情報機関の加盟会員が利用する情報は、上記【三菱UFJニコスの加盟信用情報機関に登録される情報とその期間】の表に記載された項目のうち「④本契約に係る債務の支払いを延滞等した事実」となります。

三菱東京UFJ-VISA保証委託約款(株式会社DCキャッシュワン)に連帯保証を委託された場合に適用される約款)
第16条(個人情報の保有・利用・登録および提供に関する同意)

1.③申込情報の登録と他会員への提供
(本文は不変)

加盟信用情報機関	登録期間
全国信用情報センター連合会(以下「全情連」という。)加盟の個人信用情報機関	申込日から3ヶ月を超えない期間

④個人情報の個人信用情報機関への提供
(本文は不変)

加盟先機関	個人情報の項目
全情連	氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人識別情報および貸付日、貸付金額、入金日、残高金額、延滞、債権譲渡などの情報

⑤個人情報の登録
(本文は不変)

三菱東京UFJ-VISA保証委託約款(株式会社DCキャッシュワン)に連帯保証を委託された場合に適用される約款)
第16条(個人情報の保有・利用・登録および提供に関する同意)

1.③申込情報の登録と他会員への提供
(本文は不変)

加盟信用情報機関	登録期間
株式会社日本信用情報機構	当該申込日から6ヶ月を超えない期間

④個人情報の個人信用情報機関への提供
(本文は不変)

加盟先機関	個人情報の項目
株式会社日本信用情報機構	氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先・勤務先電話番号・本人確認書類(運転免許証番号、パスポート番号、健康保険証記号番号、外国人登録証番号等)など

⑤個人情報の登録
(本文は不変)

全情連加盟の個人信用情報機関	
登録情報	登録期間
(1) 本契約に関する客観的な取引事実	契約継続中および完済日から5年を超えない期間
(2) 延滞情報	延滞継続中
(3) 債権譲渡の事実に係わる情報	譲渡日から1年を超えない期間
(4) その他本契約不履行に係わる情報	事実発生日から5年を超えない期間

株式会社シー・アイ・シー	
登録情報	登録期間
(1) 本契約に係わる客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
(2) 債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了日から5年間

⑧加盟信用情報機関および提携信用情報機関
【三菱UFJニコスが加盟する個人信用情報機関】
 (○株式会社シー・アイ・シーは不変)
 ○全情連加盟の個人信用情報機関(以下「情報センター」という。)
 情報センターは、主に貸金業者を会員とする個人信用情報機関で、地域ごとに運営されています。各情報センターは、相互に提携し個人情報のネットワークを構築しています。
 ※ 最寄りの情報センターに繋がるフリーダイヤル0120-441-481
 ※ 情報センターの名称、所在地、電話番号、情報センターへの加入資格等および加盟会員については、以下の全情連ホームページに掲載しています。
<http://www.fcjbj.jp>
 ※ 全情連は平成21年4月1日をもって株式会社日本信用情報機構に社名が変わります。

【三菱UFJニコスが加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関】
 (全国銀行個人信用情報センターは不変)
 ○株式会社テラネット
 主にクレジット事業、リース事業、保証事業、貸金業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関
 TEL 03-3258-1025
<http://www.teranet-corp.co.jp>
 ※株式会社テラネットは、株式会社シー・アイ・シーとは提携しておりません。

登録情報	登録の期間	
	株式会社シー・アイ・シー (CIC)	株式会社日本信用情報機構 (JICC)
i) 本人を特定するための情報	登録情報 ii) iii) iv) のいずれかが登録されている期間	
ii) 本契約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	当該申込日から6ヶ月を超えない期間
iii) 本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および取引終了日から5年以内	当該事実の発生日から5年を超えない期間(ただし、契約内容および返済状況に関する情報については契約継続中および完済日から5年を超えない期間)
iv) 本契約に係る債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中および取引終了日から5年間	当該事実の発生日から5年を超えない期間(ただし、延滞継続中、延滞解消および債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年を超えない期間)

⑧加盟信用情報機関および提携信用情報機関
【三菱UFJニコスが加盟する個人信用情報機関】
 (○株式会社シー・アイ・シーは不変)
 ○株式会社日本信用情報機構
 主に信販会社、メーカー系・流通系・銀行系カード会社、金融機関、消費者金融社を加盟会員とする個人信用情報機関
 〒101-0046 東京都千代田区神田多町2-1 神田進興ビル
 フリーダイヤル:0120-441-481 <http://www.jicc.co.jp>

【三菱UFJニコスが加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関】
 (全国銀行個人信用情報センターは不変)
 (株式会社テラネットの削除)

3. 期限の利益喪失に関する条項が追記されます。(平成22年3月23日付)

- 【変更対象】 ・三菱東京UFJ-VISA会員規約
- 【変更点】 ・反社会的勢力の排除に関する条項が追記されます。

変更前	(なし)
変更後	(追記) 第13条の2(反社会的勢力の排除) 1. 会員が、次の各号の一にでも該当し、会員との取引を継続することが不適切である場合には、会員は、当行からの請求によって、本規約に基づく債務の全額について期限の利益を失い、第7条の定める返済方法によらず、直ちに当行に対する未払い債務をお支払いいただきます。 ① 会員が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前各号に準ずる者 ② 会員が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. クレジットカード契約に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為 2. 前項の場合において、会員が住所変更の届出を怠る、あるいは会員が当行からの請求を受領しないなど、会員の責めに帰すべき事由により、請求が延着し、または到着しなかった場合は、通常到着すべきときに期限の利益が失われたものとします。

<本件に関するお問い合わせ先> 三菱東京UFJ-VISAデスク TEL0120-571-034
 (受付時間 9:00~17:00)